

令和6年度広島県移動支援研修会

高齢者の移動支援・送迎の仕組み
づくりと支援について
～事例とその実践について～

政策研究事業本部 社会政策部長
主任研究員 鈴木俊之

・総合事業を活用した移動支援の実施状況

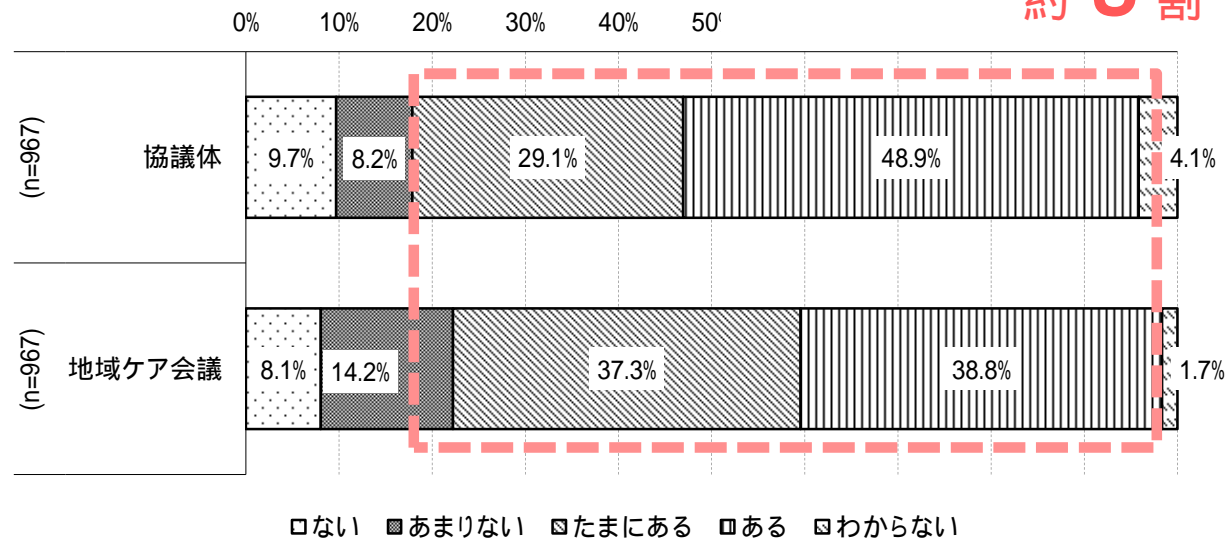
全国の協議体・地域ケア会議で「高齢者の移動手段の確保」が問題に（R3）

以下の図表は、全国の市町村の協議体（生活支援体制整備事業）、および地域ケア会議での議論における「高齢者の移動手段の確保」に関する、問題提起の状況を調査した結果です。

これによれば、「協議体」・「地域ケア会議」で、「高齢者の移動手段の確保」の問題が提起されたことが「ある」もしくは「たまにある」と回答した市町村は全体の約8割でした。

< 協議体・地域ケア会議の議論の中で、「高齢者の移動手段の確保」に関する問題が提起されるか(令和3年度:12月末) >

「ある」もしくは「たまにある」が
約8割



出典：一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」, 令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

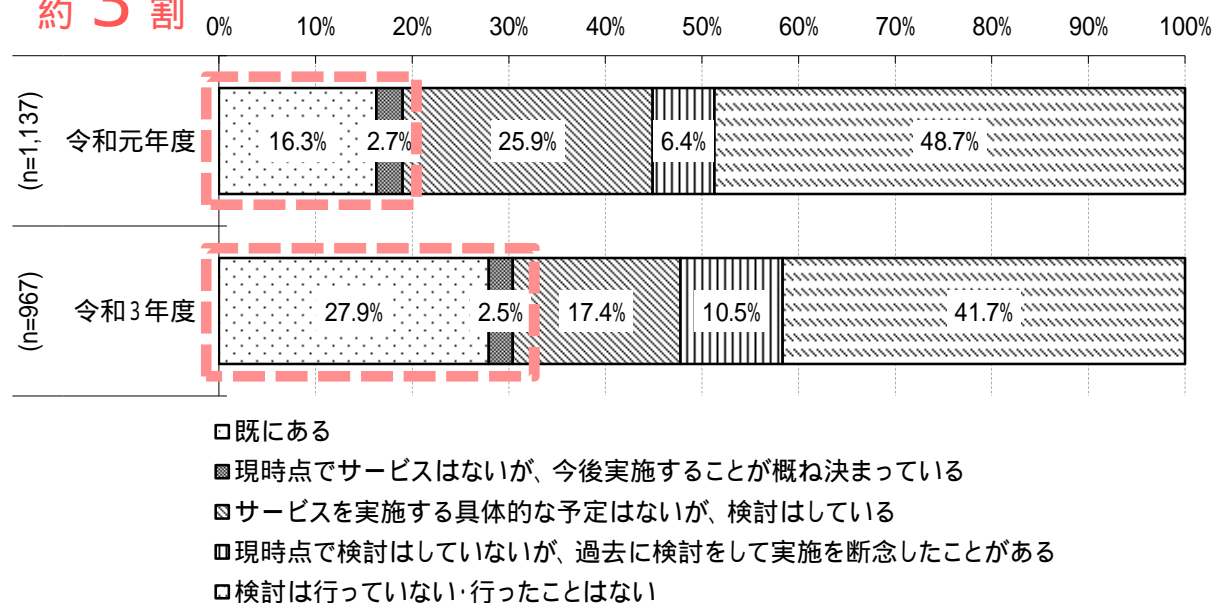
総合事業を活用した移動支援は、約3割の市区町村が実施（R3）

以下の図表は、全国の市区町村の「総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の有無」を調査した結果です。これによれば、回答のあった市区町村のうち約3割が、「既にサービスがある」もしくは「実施することが概ね決まっている」と回答しています（令和元年より約1割増）。一方で、「現時点では検討はしていないが、過去に検討をして実施を断念したことがある」との回答は、令和元年度～令和3年度の間で、4.1%ポイント増加しています。

< 総合事業による補助等を行う移動支援の有無（令和元年度：11月末、令和3年度：12月末） >

「既にある」もしくは
「今後実施することが概ね決まっている」が

約2割 約3割



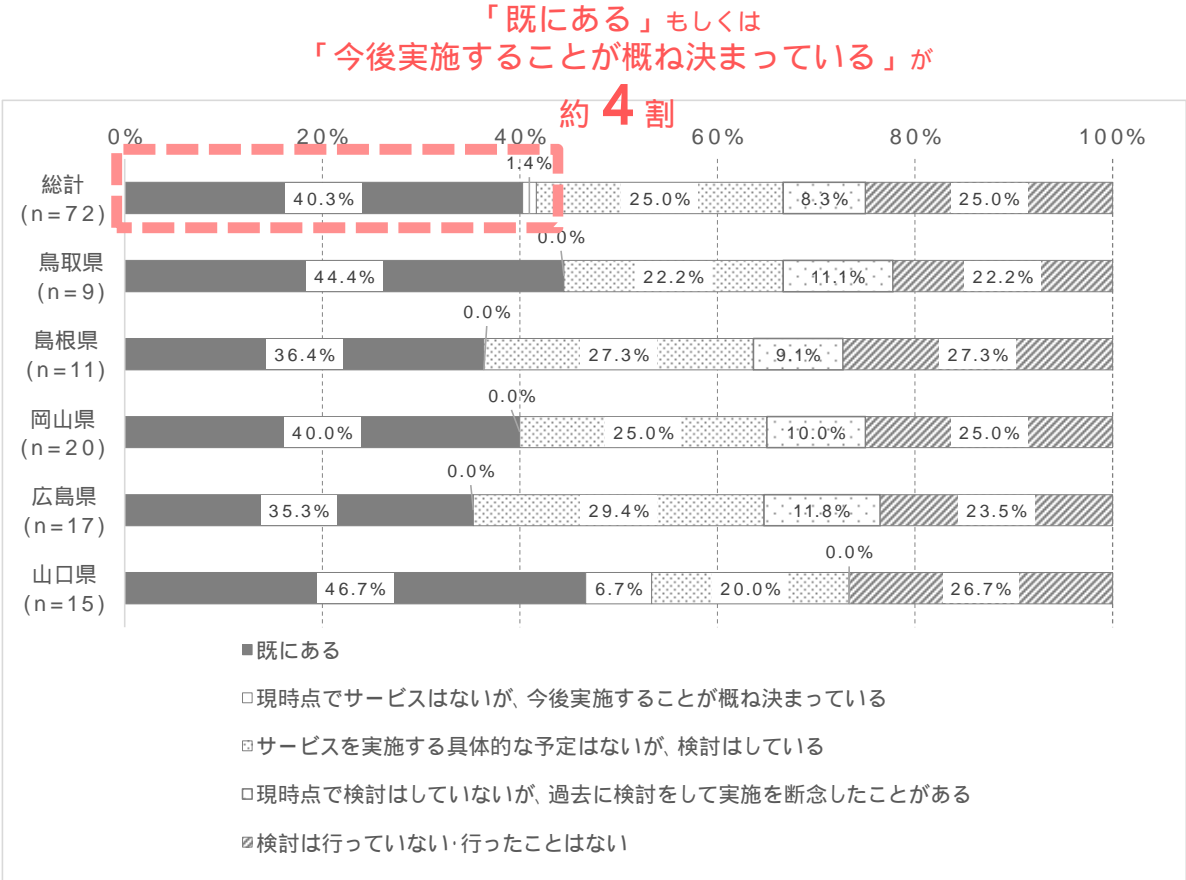
出典：三菱UFJリサーチ&コンサルティング「介護保険制度等に基づく移動支援サービスに関する調査研究事業報告書」、令和元年度厚生労働省老人保健健康増進等事業
 一般財団法人医療経済研究・社会保険福祉協会 医療経済研究機構
 「介護予防・日常生活支援総合事業に基づく移動支援サービスの効果的な運営に関する調査研究事業」、令和3年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

中国四国厚生局管内では、約 4 割の市区町村が実施(R5)

以下の図表は、中国四国厚生局管内の市町村を対象に調査した結果です。これによれば、回答のあった市町村のうち約4割が、「既にサービスがある」もしくは「実施することが概ね決まっている」と回答しています(令和5年度)。

また、「サービスを実施する具体的な予定はないが、検討はしている」との回答は、24.3%でした。

< 総合事業による補助等を行う移動支援の有無(令和5年度:6月末) >

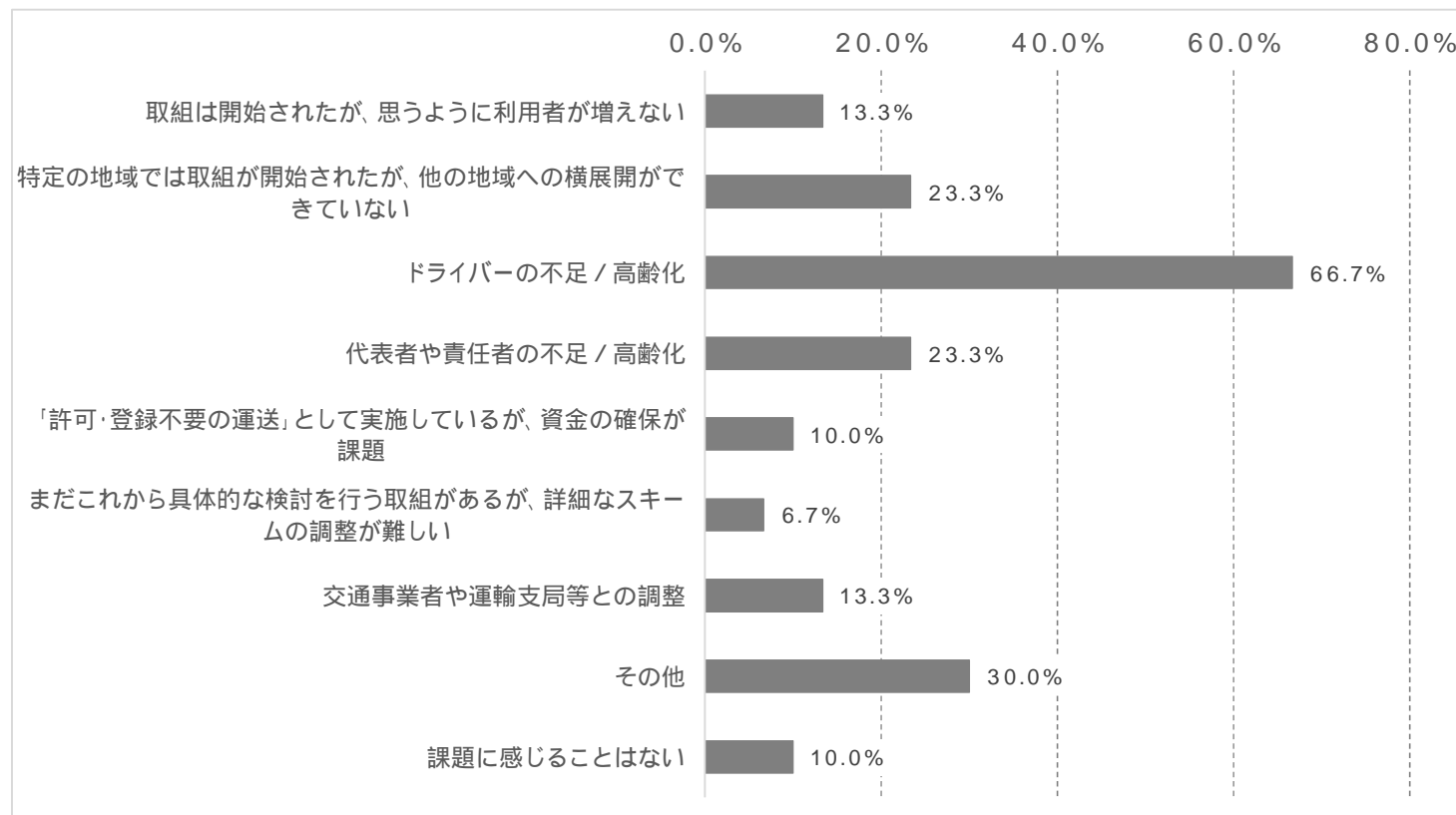


出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「中山間地域等における介護予防・日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」, 令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題は「ドライバー不足／高齢化」が66.7%と高い

総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題としては、「ドライバー不足／高齢化」が66.7%と高くなっています。

<総合事業による補助等を行う移動支援・送迎の更なる充実に向けた課題(複数回答)> (n=30)



出典:三菱UFJリサーチ&コンサルティング「中山間地域等における介護予防_日常生活支援総合事業等を活用した高齢者等の移動手段確保に向けた支援に関する調査研究事業」, 令和5年度厚生労働省老人保健健康増進等事業

なぜ、介護保険で移動支援を行うのか？

こんなこと、ありませんか？ ~ 自立支援と移動手段の確保の必要性 ~

身体・認知機能の低下により、自家用車が運転できなくなる、
家族から運転しないように言われる。(夫が運転できなくなり、妻も外出が困難に。)



趣味のための外出だけでなく、買い物や通院なども困難に。行動が制限される。
家に閉じこもりがちになり、身体・認知機能がさらに低下。



要支援・要介護認定を申請し、
「送迎により」デイサービスへ通うように。

ここで何か
できませんか？



- ・要支援・要介護認定の前に、「閉じこもりがち」になることを防げなかったのか？
- ・送迎の整ったデイサービス以外に、お出かけの選択肢はないのか？
- ・通いの場や通所型サービスは、「場」があるだけで利用できるのか？

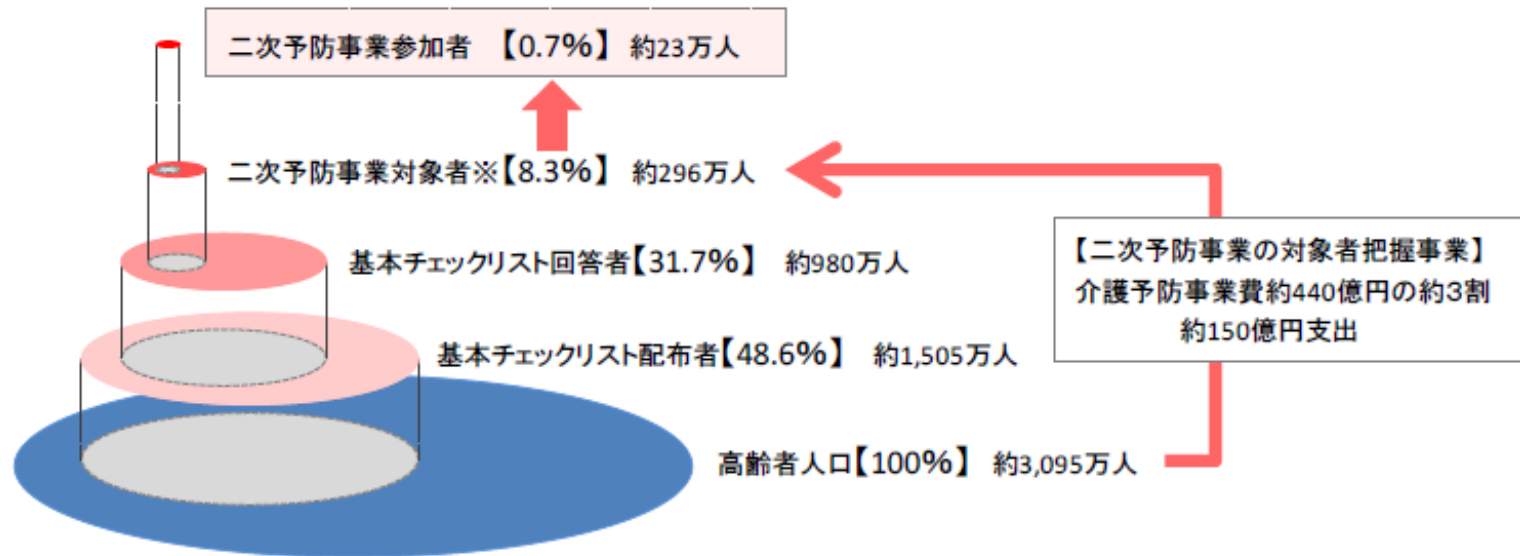
予防重視型システムへの転換(H18)と、介護予防事業が抱えていた問題点

【予防重視型システムへの転換(H18)】

- ・予防給付の創設
- ・介護予防事業や包括的支援事業などの「地域支援事業」の実施

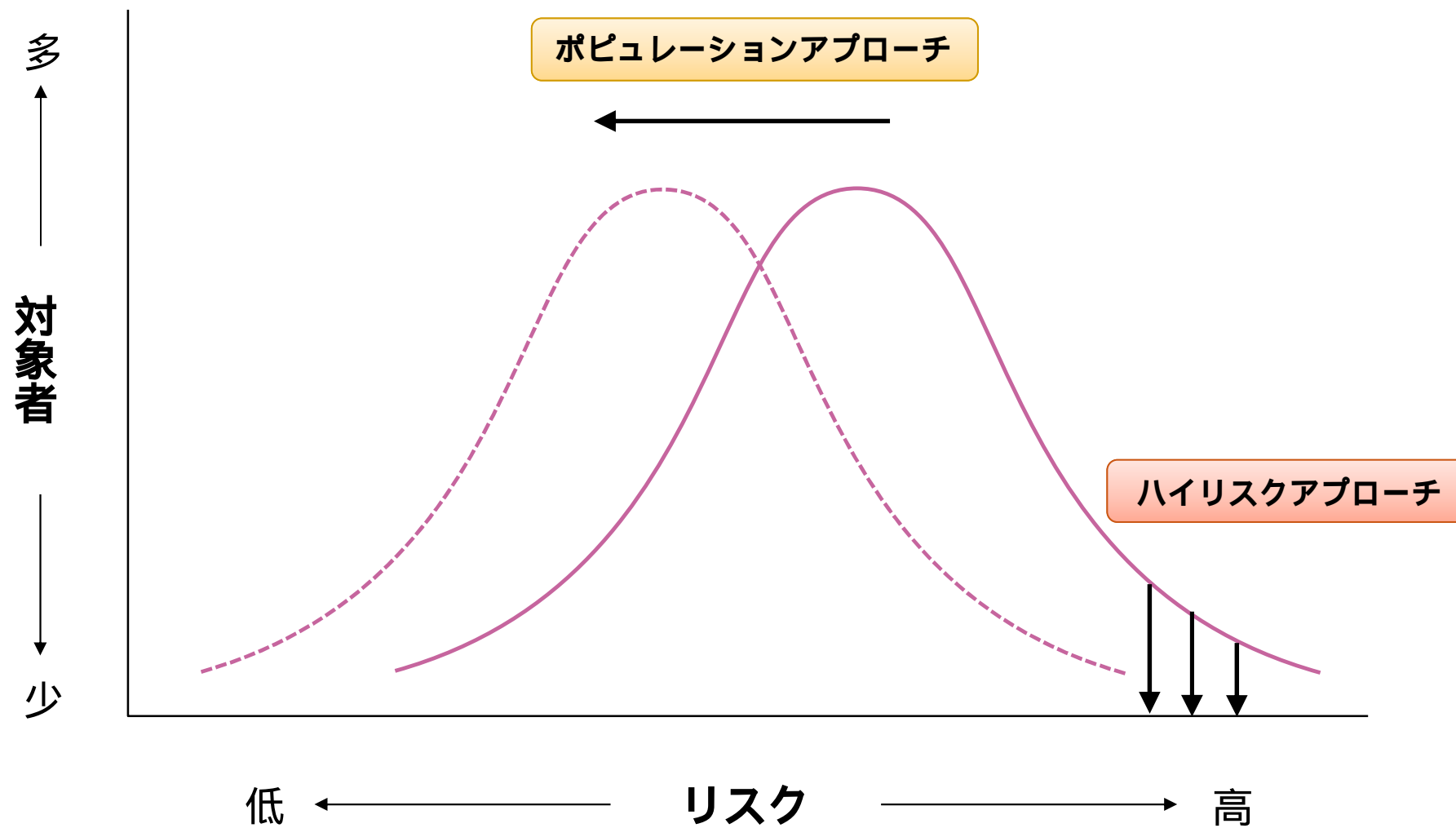
【介護予防事業の問題点】

- ・費用対効果の低さ
- ・二次予防事業対象者の把握が不十分
- ・事業参加率の低さ など



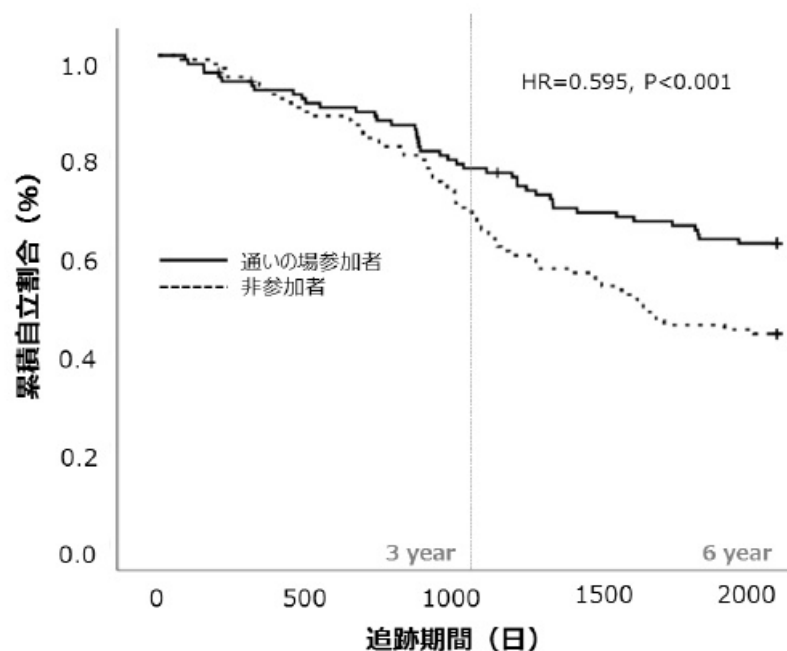
出典:「平成24年度介護予防事業及び介護予防・日常生活支援総合事業(地域支援事業)の実施状況に関する調査」に基づき、三菱UFJリサーチ&コンサルティングが作成

「ハイリスクアプローチ」と「ポピュレーションアプローチ」

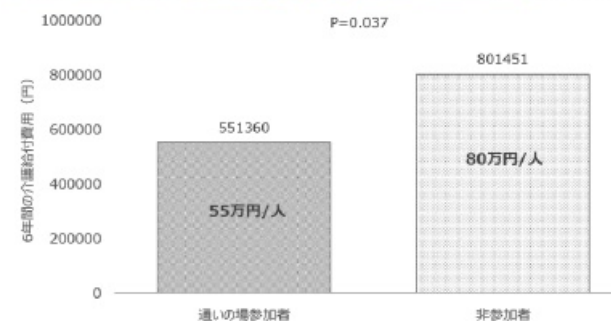


通いの場（会食・喫茶・趣味）の効果

- ・ 京都府伊根町での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- ・ 分析対象者の中で、通いの場（会食・喫茶・趣味）への参加していた高齢者は113名（78.7±5.3歳）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群113名（78.7歳）を抽出。
- ・ 通いの場は週に1回程度の頻度で開催。ベースライン調査年度に1回以上通いの場へ参加された方を参加者と定義。
- ・ アウトカムは追跡期間（6年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（6年）。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



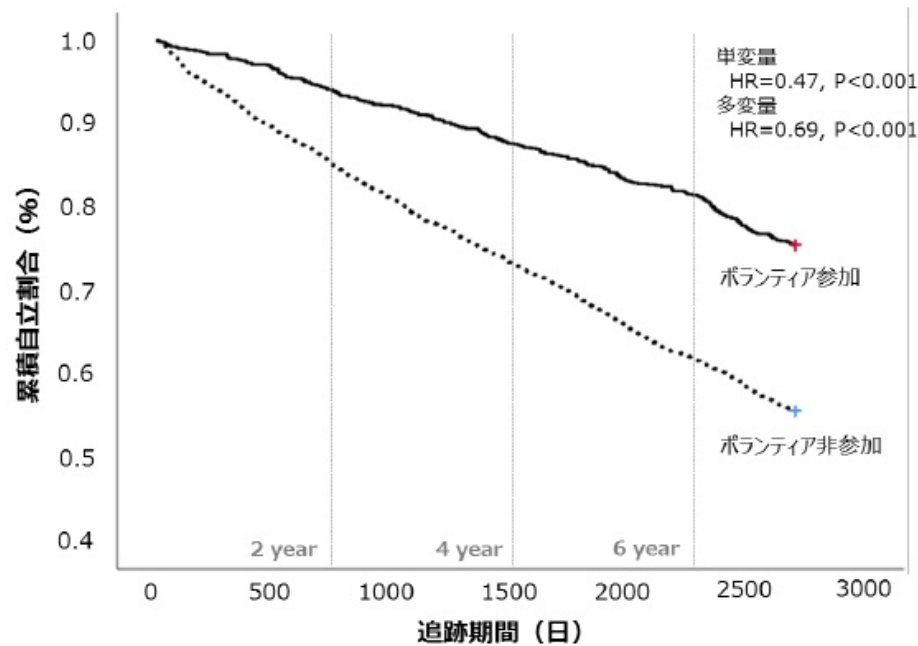
上図：通いの場の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- ・ 3年経過時点では参加者と非参加者の自立割合に差は認められないが、その後緩やかに効果が出現し、6年経過時点では2群間で有意な差が認められた。
- ・ 介護給付費用の比較でも通いの場参加群で有意に抑制されており、介護予防・社会保障抑制効果があったといえる。

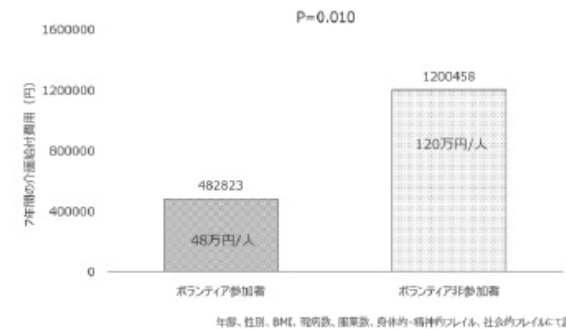
出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

ボランティアの効果

- ・ 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- ・ 分析対象者の中で、ボランティアへの参加（自己申告）していた高齢者は965名（72.3±5.3歳）であり、非参加者は5623名（75.6±6.7歳）
- ・ アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- ・ 単変量解析と年齢、性別、BMI、現病数、服薬数、身体的・精神的フレイル、社会的フレイルにて調整した多変量解析にて検討。



図：要支援・要介護認定の抑制効果



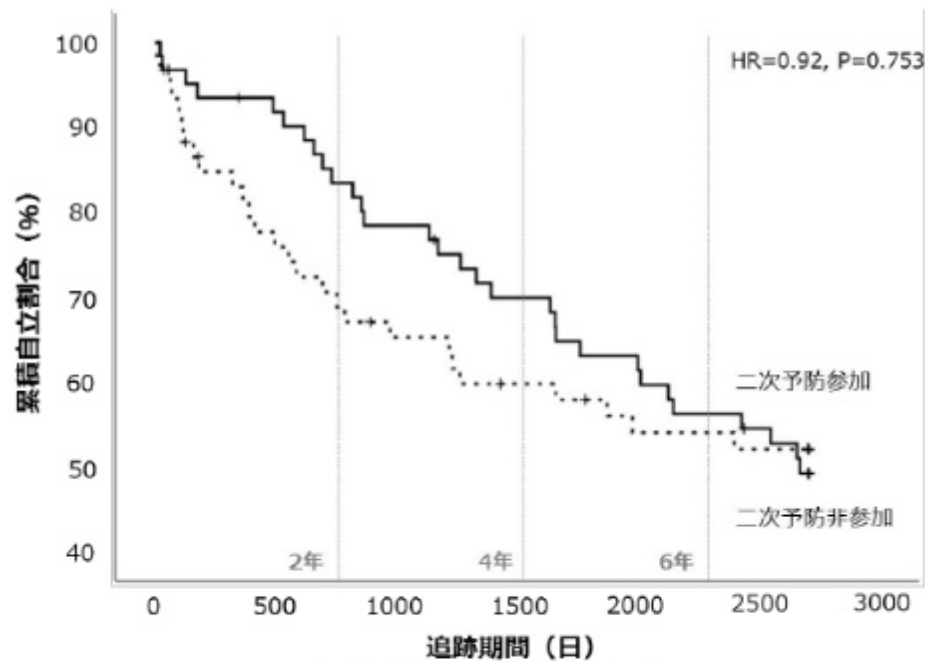
上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- ・ ボランティア参加者は非参加者と比較して自立割合が高く、介護給付費用も抑制できていた。
- ・ ただし、ボランティアは自己申告であり、頻度や種類などについては把握できていない。

出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

ハイリスク介入の効果

- 滋賀県米原市での調査。対象は調査開始時点で要支援・要介護状態にない地域在住高齢者。
- 分析対象者の中で、二次予防事業（運動指導が中心）への参加していた高齢者は61名（76.3±5.5歳、女性率59.0%）であり、傾向スコアを用いて比較対象のコントロール群61名を抽出。
- アウトカムは追跡期間（7.5年）に発生した要支援・介護認定および介護給付費用（7年）。
- 介護給付費用については、追跡期間中の総額。対象者個々で認定を受けた期間は異なるが（0年から7年まで様々）、それぞれの期間内の総額として分析。



図：要支援・要介護認定の抑制効果

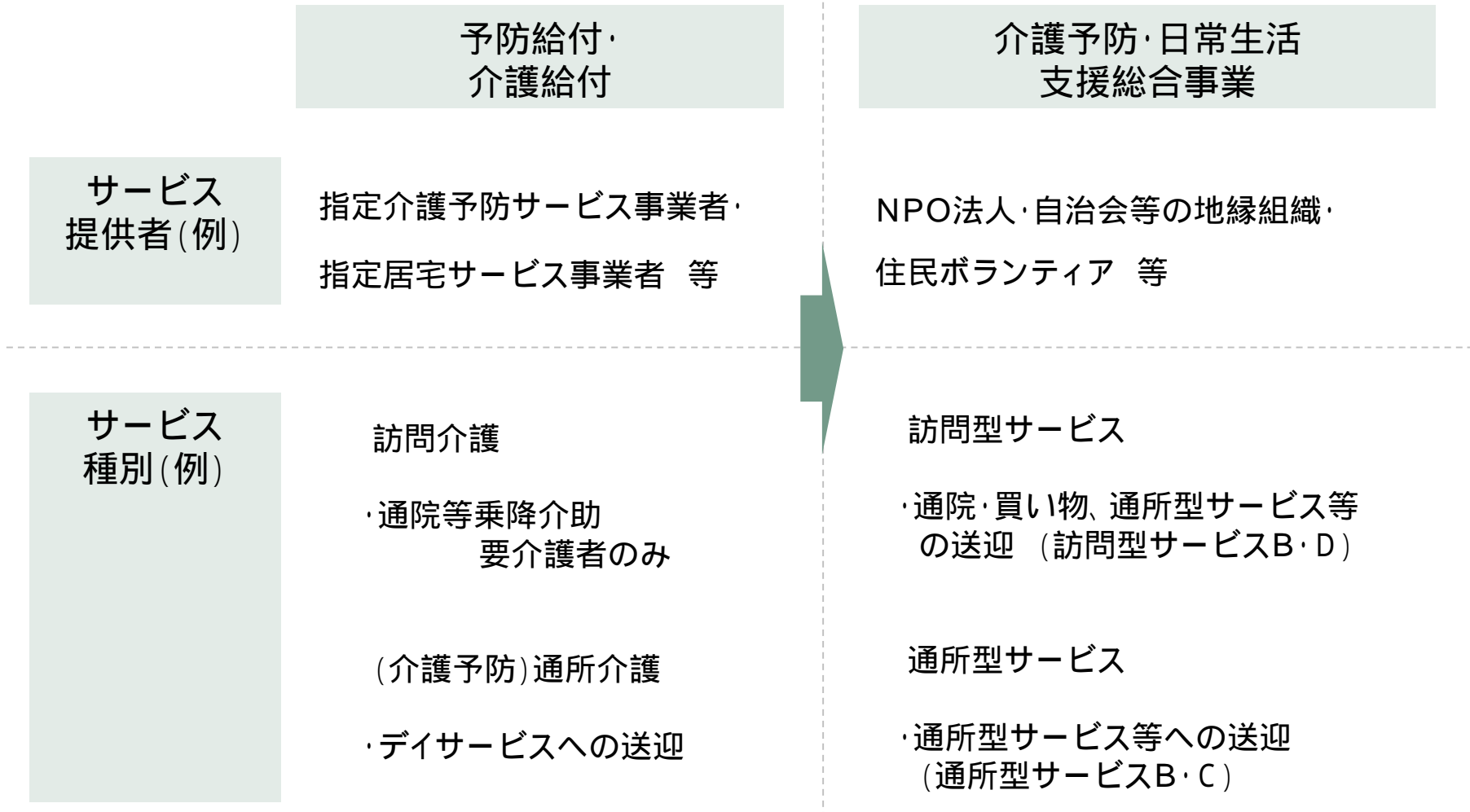


上図：ハイリスク介入の風景、下図：介護給付費用の抑制効果

- 介護予防事業参加後、2年経過時点では参加者、非参加者で自立割合に差が認められるが、6年経過時点では完全に差はなくなっていた。つまり、ハイリスク介入は比較的短期間では効果は認められるが、長期的な要支援・介護認定抑制効果は認められにくいといえる。
- また、介護給付費用についても両群間で差は認められず、長期的には介護給付費用の抑制効果も認められなかった。

出所：一般介護予防事業等の推進方策に関する検討会(第3回)(令和元年7月19日)資料1-2「通いの場に関するエビデンス 通いの場への参加や運動プログラムの効果」
(国立長寿医療研究センター 荒井秀典, 筑波大学人間系 山田実)

総合事業により、多様な主体が行う移動支援・送迎の取組支援が可能に



高齢者の選択肢の拡大に向けた総合事業の事業評価の推進

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○			

- 法第115条の45の2において、市町村は、定期的に総合事業の実施状況について、調査・分析・評価を行うとともに、その結果に基づき必要な措置を講ずるよう努めるものとされており、当該調査・分析・評価事務については、一般介護予防事業評価事業として実施することが可能。
- 具体的な評価のあり方については、今後、検討を深めることとしているが、国において実施要綱に示す評価の留意点について、介護予防・日常生活支援総合事業の充実にに向けた検討会における議論の中間整理で示された4つの視点を踏まえ、見直しを行う。

総合事業の評価指標の見直しに当たっては、・高齢者一人一人の介護予防・社会参加・自立した日常生活の継続の推進の状況 ・高齢者の地域生活の選択肢の拡大 ・地域の産業の活性化（地域づくり） ・総合事業と介護サービスとを一連のものとして地域の介護サービスを含む必要な支援を継続的かつ計画的に提供するための体制づくりの4つの観点を盛り込む必要があると考えられる。

評価のための前提となる考え方

高齢者の視点	<ul style="list-style-type: none"> ● 高齢者の地域での生活や選択（活動）がどのように変化したか ● 高齢者にかかわる活動に地域の多様な主体がどのように関与しているか
	<p>〔人材の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民などの多様な主体による参画が進み、そこに医療・介護の専門職がゆるやかに関わっているか。
	<p>〔財政の視点〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ● あらかじめ決められた予算（上限額や介護保険事業計画等）の範囲内で実現できているか

総合事業の充実にに向けた評価指標の例

3つのアプローチ	プロセス	アウトプット	アウトカム	最終アウトカム
1 高齢者の選択肢の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ▶生活支援コーディネーターや協議体等による取組実績 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様なサービス・活動の種類・数 	<ul style="list-style-type: none"> ●従前相当サービスが位置づけられたプランの割合 	<ul style="list-style-type: none"> □調整済み軽度認定率 □初回認定者の平均年齢 □在宅継続数・率
2 ポピュレーション・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ▶出前講座・説明会等の開催数 ▶通いの場の箇所数 ▶体力測定会の開催数 ▶広報活動の回数 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様なサービス・活動の参加者数等 ●出前講座・説明会等に出席した住民の数 ●通いの場の参加者数 	<ul style="list-style-type: none"> ●多様なサービス・活動に対する継続参加率 ●社会参加率 ●通いの場の75歳以上高齢者の年代別参加率・継続参加率 	
3 ハイリスク・アプローチ	<ul style="list-style-type: none"> ▶孤独・孤立等の状態にある高齢者へのアウトリーチ支援の実績等 ▶サービス・活動Cなど専門職による支援を想定するサービス・活動の開催回数・参加者数等 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の参加者数 ●想定対象者に占める実際の参加者数 ●参加者の参加前後の生活状況等の変化 	<ul style="list-style-type: none"> ●孤独・孤立等の状態にあった高齢者の地域の活動の継続参加率 ●社会参加率 ●参加者の一定期間後の生活状況等 	

多様なサービス・活動の分類（交付金の取扱いによるもの）

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

○国が示す総合事業の類型について、あくまでも制度に基づく実施手法等による分類であること、多様なサービス・活動は、高齢者の目線に立ち、選択肢の拡充を図るものであることを明確化。

- ・高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）できるサービス、高齢者の日常生活支援を行うサービスなど、高齢者の目線に立ったサービスのコンセプトを軸とする多様な事業のあり方の例示
- ・予防給付時代の制度的分類にとられない、訪問と通所、一般介護予防事業、高齢者の保健事業や保険外サービスなどを柔軟に組み合わせた新たなサービス・活動モデルの例示
- など、高齢者がその選択と参加の際にわかりやすく、また、市町村がこれまで国が示してきたサービス類型に縛られず総合事業を弾力的に展開できるような事業のあり方を検討することが必要である。

	従前相当サービス	多様なサービス・活動				その他
		サービス・活動A (多様な主体によるサービス・活動)		サービス・活動B、 サービス・活動D（訪問型のみ） (住民主体によるサービス・活動)	サービス・活動C (短期集中予防サービス)	
		指定	委託			
実施手法	指定事業者が行うもの（第1号事業支給費の支給）	委託費の支払い		活動団体等に対する補助・助成	委託費の支払い	
想定される実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等（訪問介護・通所介護等事業者） 	<ul style="list-style-type: none"> 介護サービス事業者等以外の多様な主体（介護サービス事業者等） 		<ul style="list-style-type: none"> ボランティア活動など地域住民の主体的な活動を行う団体 当該活動を支援する団体 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療に関する専門的な知識を有する者が置かれる団体・機関等 	
基準	国が定める基準※1を例にしたもの		サービス・活動の内容に応じて市町村が定めるもの			
費用	国が定める額※2（単位数）		サービス・活動の内容に応じて市町村が定める額			
	額の変更のみ可	加算設定も可				
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者 継続利用要介護者 ※対象者以外の地域住民が参加することも想定 	<ul style="list-style-type: none"> 要支援者・事業対象者のうち、目標達成のための計画的な支援を短期集中的に行うことにより、介護予防・自立支援の効果が増大すると認められる者 		
サービス内容（訪問型）	旧介護予防訪問介護と同様* *身体介護・生活援助に該当する内容を総合的かつ偏りなく老計10号の範囲内で実施することが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施 高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援*を行う活動 など *市町村の判断により老計10号の範囲を越えてサービス・活動を行うことも可能 通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援（原則としてB・Dでの実施を想定） 		<div style="border: 1px solid green; padding: 2px;">ガイドライン改正</div>	<ul style="list-style-type: none"> 対象者に対し、3月以上6月以下の期間を定めて保健医療に関する専門的な知識を有する者により提供される短期集中的なサービス 	これらにみられないもの (委託と補助の組み合わせなど)
サービス内容（通所型）	旧介護予防通所介護と同様* *運動器機能向上サービス、入浴支援、食事支援、送迎等を総合的に行うことが求められる	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者が担い手となって活動（就労的活動を含む。）することができる活動 セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣をつけるための活動 高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動を支援するもの 住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴、食事等を支援する活動 など 送迎の実施 				
支援の提供者	国が定める基準による	市町村が定める基準による				
	訪問型:訪問介護員等 サービス提供責任者 通所型:生活相談員、看護職員 介護職員、機能訓練指導員	<ul style="list-style-type: none"> 地域の多様な主体の従事者 高齢者を含む多世代の地域住民 (有償・無償のボランティア) 	<ul style="list-style-type: none"> 有償・無償のボランティア マッチングなどの利用調整を行う者 	<ul style="list-style-type: none"> 保健医療専門職 		

多様なサービス・活動の例 (ガイドライン改正)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメト	4 包括 センター
	○		

○実施要綱の改正内容について具体的なイメージができるよう、事業例について、「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインについて」（平成27年6月5日老発0605第5号厚生労働省老健局長通知）の一部を改正。

従前相当サービス

- 専門職による専門的な支援ニーズに総合的に応えるサービス
- 想定される対象者は、進行性疾患や病態が安定しない者など
- サービスの内容は総合的なものであるほか一定の制約あり

選択



多様なサービス・活動

- 地域住民を含む地域の多様な主体により展開されるサービスや活動
- 想定される対象者は、地域とのつながりの中で生活する要支援者等
- サービスの内容は高齢者の視点に立って検討される

【高齢者の選択肢の拡大の視点にたった多様なサービス・活動A・B(D)のイメージ】

訪問型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - **介護予防のための地域住民等による見守りの援助の実施**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者に対する生活支援や介護予防のための見守りの援助等を実施する（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ （有償・無償）ボランティア活動による場合は、サービス・活動B、雇用（ボランティアとの選択も可）による場合など、地域の多様な主体への委託による活動として実施する場合は、訪問型サービス・活動Aとなる
 - **高齢者の生活支援のための掃除、買い物等の一部の支援を行う活動 など**
 - ➔ 地域の訪問型サービスの利用者の支援ニーズを把握した結果、例えば、掃除がその大宗を占める場合、掃除に特化したサービス・活動を提供
 - ➔ 地域の清掃業者に委託等を行う場合、サービス・活動Aとなる
 - **通院・買い物等の移動支援や移送前後の生活支援**
 - ➔ 地域住民の互助活動としての移動支援と付き添いであり、行き先は、介護予防・社会参加の推進の観点から、市町村と地域住民とが協議のもと定める
 - ➔ 原則としてサービス・活動B・Dでの実施を想定しているが、中間支援組織等への委託を行う場合はサービス・活動Aの一部として実施することも可能
- ※ 買い物支援については、通所型サービスを実施する場所あてに共同で配送を依頼することや、移動販売を訪問型サービス・活動Aとして実施することなども想定される

通所型の多様なサービス・活動のイメージ

- **地域住民が担い手となって活動することができる活動**
 - ➔ 多世代の地域住民が高齢者や例えば子どもなどの見守りを行う場、高齢者が自身のスキルを活かし、他の高齢者の支援を行う場、例えば農業などの地域産業と連動し、食品の加工や農作業などを行う場（多様なサービス・活動の利用者が、自身ができる範囲で活動することも想定される）
 - ➔ 訪問型サービスと同様
- **セルフケアの推進のため一定の期間を定めて行う運動習慣づけのための活動**
 - ➔ 外出機会の低下等がみられる者、サービス・活動Cの利用終了直後の者などに対する運動習慣づけのための活動
 - ➔ 民間の運動・健康づくり施設への委託等（期間を定めて支援し、終了後は自主的な活動（セルフケア）に移行すること）を想定
- **高齢者の社会参加のための生涯学習等を含む多様な活動**
 - ➔ 高齢者が興味・関心があり、今後の外出機会の向上や社会参加に資する活動と連動するような、ITリテラシーの向上やスキルアップのための学習活動やサークル活動等への参加を支援
 - ➔ 当該活動を実施する多様な主体への委託等が想定（利用者の自己負担等に関わりのない活動経費の一部を定額で支援する手法が適切）
- **住民や地域の多様な主体相互の協力で行う入浴・食事等の支援**
 - ➔ 多世代の地域住民が集まる場で、高齢者同士が入浴時の見守りや食事等の支援（配膳等）を行う活動
 - ➔ 入浴施設、公民館、図書館など地域の多様な空間を活用することを想定

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

住民主体のサービス・活動の推進 (サービス・活動A・B(D)における総合事業対象者以外の参加者に係る委託費・補助等の取扱い)

○サービス・活動Aを委託により実施する場合の委託費や、サービス・活動B(D)の補助等の対象経費について、総合事業の対象者以外の地域住民が参加する場合のルールについて、地域の多様な主体の参画を推進する観点から見直し。

住民主体サービスについて、全利用者の半数以上が要支援者・事業対象者・継続利用要介護者である場合、地域共生社会の推進の観点から事業費を按分せず全額を地域支援事業交付金の交付対象とする取扱いとしている。他方、利用人数の記録・交付金の申請額の計算等に住民コストが発生することを踏まえ、住民活動を地域で幅広く展開していく観点から、更なる方策を検討することが必要である

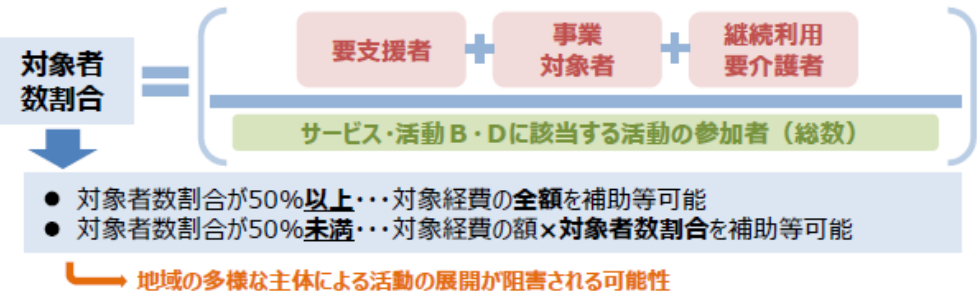
補助対象経費

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - 支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

改正前

総合事業対象者以外の参加者がいる場合のルール



令和6年度以降、地域住民を含む多様な主体による活動の促進を図る観点から、以下の取扱いによる。*

活動に係る「間接経費」の範囲内で市町村の裁量により定める例)

- 活動の立上げ支援に要する費用
 - 活動場所の借上げに要する費用
 - 光熱水費
 - 利用者の利用調整等を行う者に対する人件費 *
 - **支援者のボランティア活動に対する奨励金 (謝礼金)**
- * 支援者の人件費は対象とならないが、人件費を補助等している利用調整等を行う者が利用者に対し支援することは妨げない。

※ 市町村の判断により、改正前の方法により補助を行うことも可能

市町村が、総合事業の対象者以外の参加者に対する活動を**事業の目的を達成するための附随的な活動**と判断する場合は、以下の取扱いによることとする。

- 対象者数割合によらず、**対象経費の一部を(定額)補助等**すること
- 対象者に対する活動に支障がないと市町村が認める場合、(給付の場合の兼務と同様) **対象者以外の者に対する活動全体に対して補助等**すること



⇒対象者の数によらずボランティア活動全体に対する奨励金を補助することが可能

サービス・活動Aの委託費についても、同様の考え方によることができる。

※この場合、「ボランティア活動に対する奨励金」については、委託業務に従事する職員の人件費等を含めることとし、対象経費については、その他の直接経費を含むことができる。

*この取扱いによる場合も、対象者のみの事業を実施する場合と同様に、市町村は、総合事業の対象者の数について、適宜適切に把握(団体等の負担に配慮し、把握時期を年度内の適切な時期とすることや、利用実績の有無によらず登録者の数とすること等も可能)すること

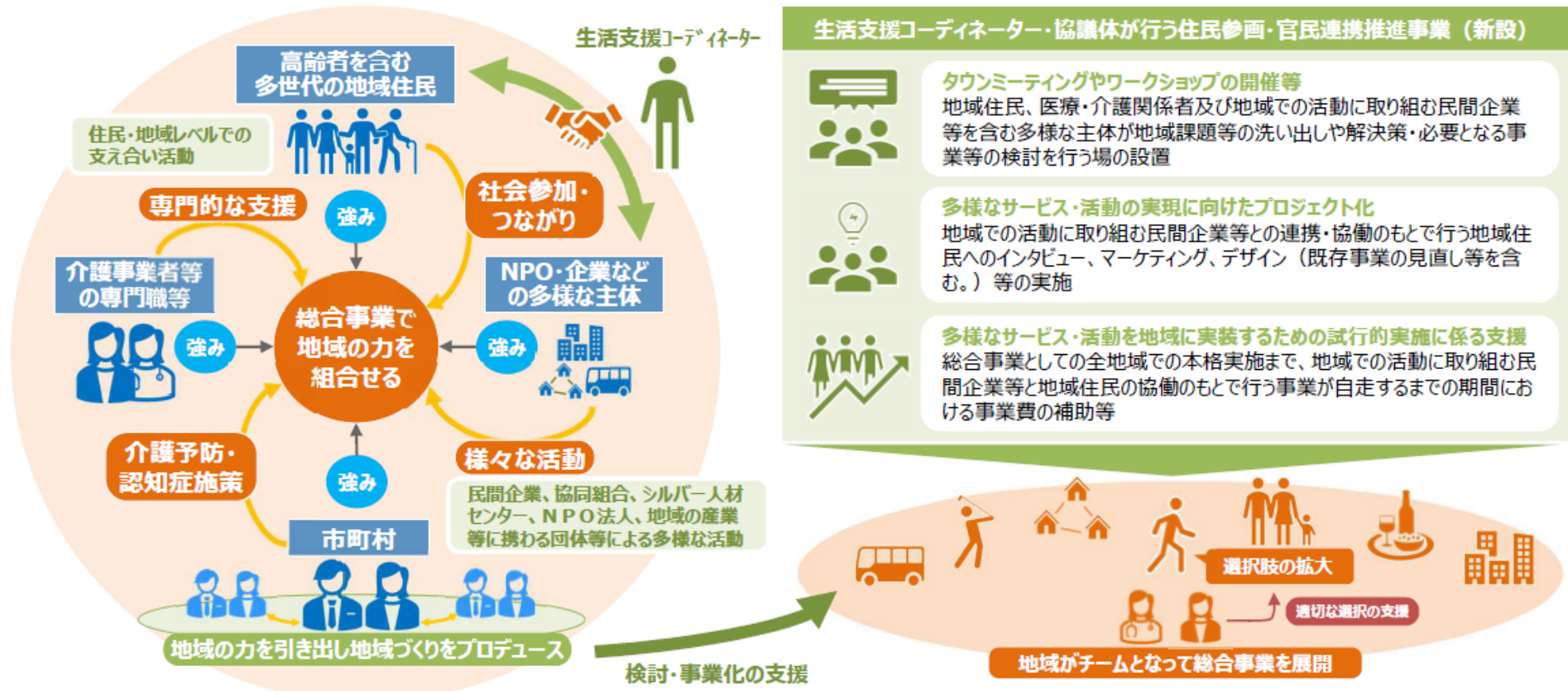
実施要綱改正後

生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進 (生活支援体制整備事業における住民参画・官民連携推進事業の創設)

1 実施 要綱	2 ガイド ライン	3 ケアマネ ジメント	4 包括 センター
○	○		

- 高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。
- このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



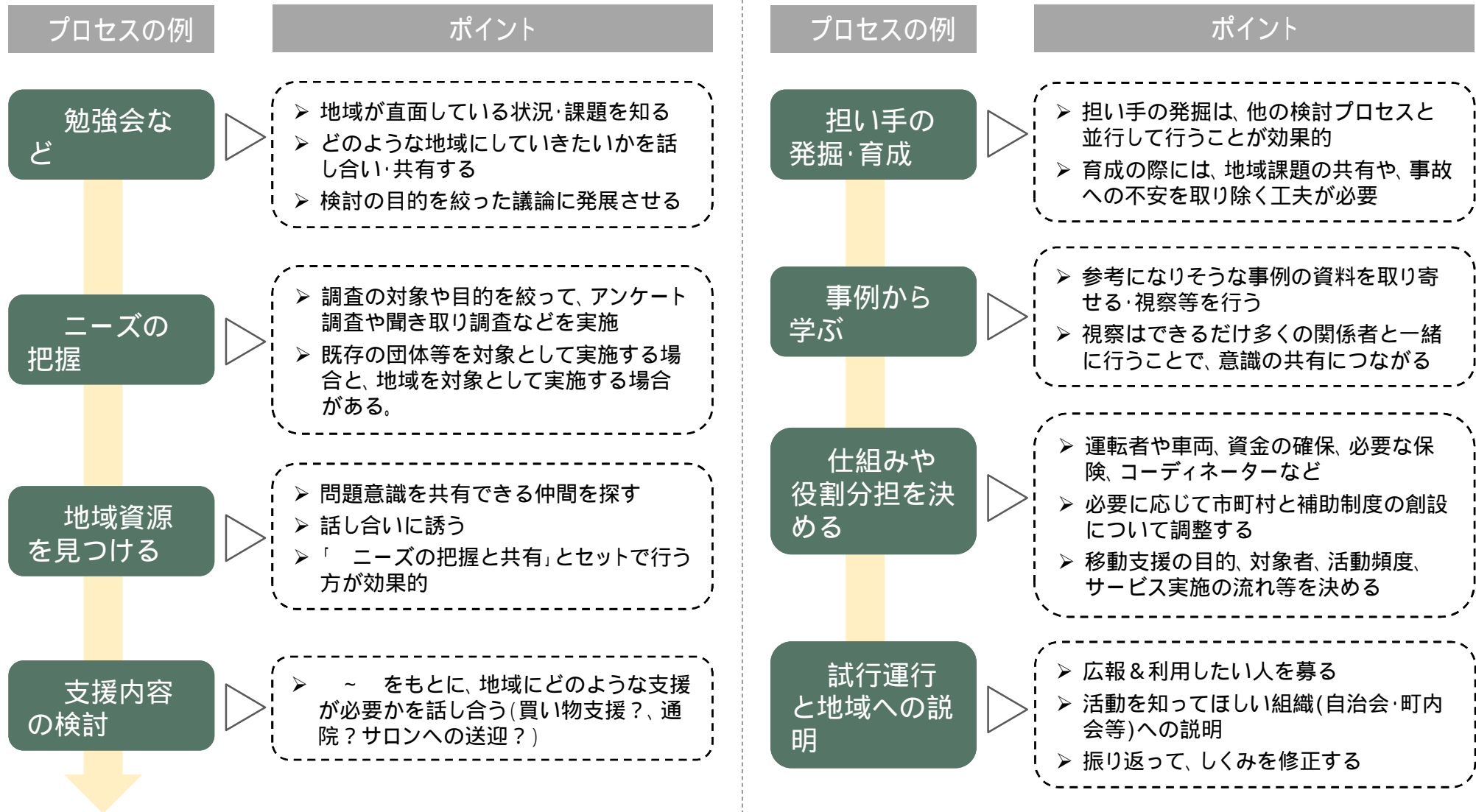
生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数
- + 住民参画・官民連携推進事業の実施 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

・地域における移動支援の取組の立ち上げプロセス

住民主体の移動支援の取組の立ち上げプロセス(例)



町会・自治会単位でのキメの細かい丁寧な議論が、取組の実現に向けた強固な基盤となっている

- 太子町では、生活支援体制整備事業として、平成28年6月より、行政・地域包括支援センター・社会福祉協議会の職員で構成されたチームが、町会・自治会ごとに「地域づくりからの支え合い勉強会」を開催した(計37回開催、約700名が参加)。
- 勉強会では、地域を「知る」、地域のことを「考える」ためのWSを実施するとともに、勉強会に参加した有志から構成される研究会を開催し、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定した。

<地域づくりからの支え合い勉強会の様子>



(太子町資料)

目的意識を持った短期集中の検討場である「円卓会議」が、住民の意見を施策にストレートに反映

- さらに、その具体的な解決策を短期集中で検討する「移動・外出支援」円卓会議を設置し(平成29年7月)、先進事例の視察やモデル実施団体候補の選定、実施要項の作成などを行い、平成29年11月よりモデル事業を実施した。
- 円卓会議では、「補助要綱」や「公用車貸出事業」などの具体的な内容について議論するなど、実際に活動する地域住民の意見をストレートに反映できる仕組みとなっている。

<太子町で活動する3つの会議・勉強会>

名称	頻度	概要
地域づくりからの支え合い勉強会	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町内に48ある町会・自治会で順番にWSを開催 ・ 勉強会では「知る」・「考える」の2つを実施 ・ 研究会(有志)で、優先的な生活課題を「移動手段」、「集いの場」、「買い物支援」、「町会自治会の活性化」の4つに設定
SASAE 愛 太子	随時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1層協議体の位置付け(町営) ・ コアメンバーは約30名。第1層SCは社協に委託 ・ で把握された課題を共有し、の円卓会議につなげる。
円卓会議	短期集中	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「 SASAE 愛 太子」の中に、課題ごとに設置。共通の課題を抱えるメンバーに、外部から有識者や専門家を加えて構成 ・ 短期集中的に検討を行い、目標達成後に解散 ・ 同時に、最大3つまで設置することができる

(大阪府太子町 続き)

高齢者交流サロンのメンバーを第3層SCと見なし、第1層協議体に参加するなどつながりを強化

- 移動支援を行っている団体は、いずれも「高齢者交流サロン」を運営する団体で、「高齢者交流サロン」の実施者メンバーを第3層SCと見なしており、「**高齢者交流サロン交流会**」で実施者同士の情報交換等が行われている。
- また、**第3層SCは、第1層の協議体にも参加する**など、第3層SCの横のつながりや、第1層と第3層の協議体・SCのつながりなど、地域の状況が関係者間で共有される体制が構築されています。

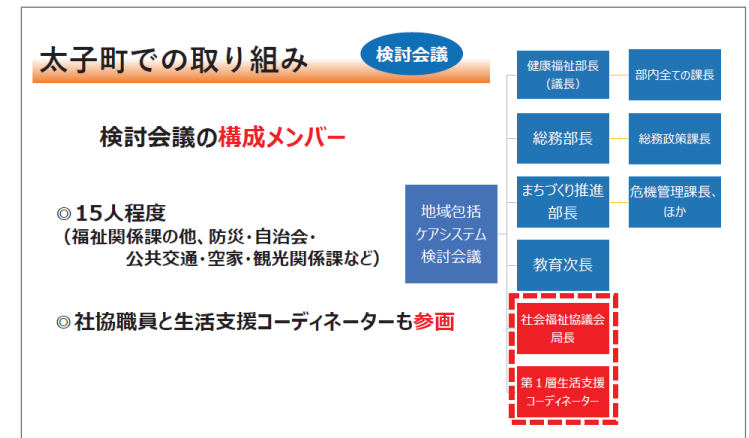
< 交流サロン実施団体 >

団体名等	サロン名	3層SC	生活支援	移動支援	配食支援	備考
寿喜菜の会	いきいきクラブ		訪問B	訪問D		訪問Bはモデル
立ち上げ期支援 (プラスワンサービス)	朝子庵 太子さんさん					現在は自立
プラスワンサービス		1層		訪問D		社協バックアップ
桜草クラブ	桜草クラブ			訪問D		元気ぐんぐんトレーニングから
磯長台福祉を考えるつどい	きたじりさんち					地域独自活動から
布遊び工房・咲	布遊び工房・咲					個人
ふたがみ	ふたがみ					個人
にじいろはうす	にじいろはうす	○				個人(町会派生)
春日さん	春日さん	○				個人(緒会派生)
陽だまり	陽だまり	○				個人(町会派生)

(太子町資料)

庁内会議に社会福祉協議会に所属するSCも参加

- 太子町では、**関係部署の部課長と、SCを委託する社会福祉協議会の職員や第1層のSCを加えた地域包括ケアシステム検討会議**(事務局は、体制整備事業の所管課)を立ち上げ、2か月に1回、地域づくりに関係する各課との横断的な連携と情報共有を行っている。
- 特に、SCを委託する社会福祉協議会の職員や第1層のSCをメンバーに加えるとともに、**設置要綱なども整備し、検討会議の位置付けをよりオフィシャルなものとする**ことで、SCが庁内の関係部署とも連絡・調整などをしやすい環境を整えるなどの工夫がなされている。



(太子町資料)

<第2層協議体での会話から「便利なバスの使い方」の案内ができた例>

既存の資源を見直す『交通1』

《協議体での会話》

①私、ついこの前、運転免許を返したの。

②不自由になったやろう…。

③まあねえ。でも、ハギカを使えば病院も買い物も安く行けるし、安心してバスで行かれるよ。

④え～？どういうこと…？

⑤知らないの？こんな良いこと！案外、便利なんよ。

既存の資源を見直す『交通2』

《協議体での会話》

①どんな乗り方してるか、みんなに教えてよ。

②ええよ～！買い物に行く時はね
〇〇〇〇
市民病院は〇〇〇〇
おでかけも〇〇〇〇

③踊り習いに行く時も使いよらんかね？

④少し時間はかかるけど、自分が運転することを思えばねえ…

⑤他の人にも教えてあげたいがぁ…。

⑥じゃあ、次の協議体の時に、病院や買い物の方や、乗り継ぎ方など、調べましょう！

既存の資源を見直す『交通3』

《次の協議体で、時間調べ》

③こねーに見にくかったら、年取ったら無理やね…

④簡単に見れるものあったら良いんじゃない！

⑤そもそも、どこの病院によく行くんじゃろ？

⑥市民病院、〇〇整形、〇〇眼科、歯医者も。その帰りに、サンリブに買い物も行ってよね。

⑦午前か？午後か？

⑧病院だけじゃない。津和野やら仙崎やら。乗せてはいかれんけど、バスでみんなで行くのは楽しいよ。

⑨これ、サロンで教えてあげたいね

⑩では、次回までにまとめてくるね！！

②どこで乗り継ぐかって、時間表じゃなくて路線図？

①時間表って、字は小さいし、見にくいねえ…

便利なバスの使い方 ~生活便~

令和3年4月現在

☆買い物に行こう！* HAGICA乗車料負担200円です！

① 年間の乗り物

乗り場	バスセンター	サンリブ	バスセンター	乗り場
9:50	10:09		11:00 11:35 12:40	11:19 11:54 12:59

② 年間の乗り物

乗り場	バスセンター	サンリブ	バスセンター	乗り場
12:50	12:49		14:00 14:49 15:35	14:19 15:04 15:54

☆病院に行く！* HAGICA乗車料負担400円です！

乗り場	市民病院	市民病院	市民病院	バスセンター	乗り場
7:45	8:05 8:30	8:30 9:00	9:00 9:30 11:30 11:17 11:35	11:54 12:40 12:40	12:59 12:59 12:59

☆買い物に行こう！* HAGICA乗車料負担200円です！

乗り場	バスセンター	サンリブ	バスセンター	乗り場
10:19	10:32	11:37	12:15	12:30 13:40

自分の時刻表をつくらう！

でも、バス停まで距離がある人は？

新たな課題

ふれあい・いきいきサロンや老人クラブの集まりなど、高齢者が集まる所で紹介しました。

運転免許を持っていても、友達を乗せるのはちょっと…でも、お友達と一緒にミニ旅行気分。楽しいし、元気が出る。介護予防につながる！

楽しいバスの使い方 ~おでかけ便~

令和3年4月現在

☆長門方面！

乗り場	バスセンター	わづねバスセンター	バスセンター	乗り場
7:45 10:55	8:04 11:14 11:33	9:57 12:42	16:32 17:10	17:29

☆津和野方面！

乗り場	バスセンター	津和野	バスセンター	乗り場
8:40	8:59 9:10	10:47 14:55	16:37 17:10	17:29

☆川上方面！

乗り場	バスセンター	阿蘇山温泉	バスセンター	乗り場
8:40	8:59 9:20	9:44 12:18	12:50 14:00	14:18

☆阿蘇方面！

乗り場	阿蘇町	サンリブ	乗り場
10:19	10:32 11:37	12:15	12:30 13:40

(萩市資料)

(山口県萩市 続き)

行政と連携して『交通5』

～大井地区～



次の課題

- ・自宅から、バス停までが行けない…
- ・地域内にある、郵便局、金融機関、支所（出張所）、駅、コンビニなどに行きたい。

現状の整理

- ・地域内をまわるバスはない
- ・地域内にはタクシー事業者もない
- ・地区社協が実施する訪問型サービスBでは、通院や買い物を支援する仕組みがある
- ・地区社協が実施する独自事業で市内中心部までの買い物支援バスを毎月1回運行している



＜課題解決に向けて＞

- ・市内の中山間地には、市役所が実施するデマンド式の車の運行があるけど、それと同じ仕組みって出来ないのかな？
- ・商工政策部（公共交通政策室）に相談しよう！
- ・協議体に来てもらおう！



行政と連携して『交通6』

～大井地区～



＜交通の仕組みについて説明＞ *公共交通政策室

- ・自家用有償旅客運送や公共交通空白地有償運送、福祉有償運送の違い
- ・許可・登録を要しない運送の検討（メリットやデメリット）

↓

- ・『萩市コミュニティ交通モデル形成事業』にのりませんか？

(萩市資料)

総合事業の移動支援・送迎ではなく、「誰でも利用できる移動手段が欲しい」という意見があったことから、商工観光部(公共交通政策室)が協議体に参加し、自家用有償運送や許可・登録を要しない運送についての勉強会を開催したところ、「萩市コミュニティ交通モデル形成事業」(有償運送の実現に向けた2年間のモデル事業)が誕生

① 路線図と時刻表作成からじゃね！

② 定時定路線？デマンド式？

③ ふるさとまつりの送迎車運行と同じような運行が良いんじゃない！

④ でも…、駅にもJFにも寄らんと。

⑤ そうよね… 悩むね… みんなが良いように…

⑥ ここで考えるより、実際に生活支援車を走らせてみたらどうですか？

(萩市資料)

1. 「脈のありそうな団体」を探して、集中的にアプローチ

- 既存のボランティア団体等を対象に、ヒアリング調査やアンケート調査を実施。「移動支援・送迎のニーズはないか?」、「何があれば取組を始められるか?」、「総合事業等の枠組みで支援できることはないか?」などの検討を行い取組の創出につなげる。
- まずは、地域内に先進事例をつくり、他の地域への横展開を図る。

パターン : 既存の通いの場等において、送迎のニーズはないか?

- ✓ 「送迎がないことで、来られない・来られなくなった人がいる」という経験や、「送迎をしたいと思っていたが、どうしたら良いか分からない」という悩みを抱えている人達を見つける。
- ✓ 団体の中で送迎が難しい場合は、社会福祉法人の協力を得るなど地域資源の活用を模索。

類型 : 通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎

類型 : 通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎

パターン : 既存の生活援助等を行う団体等は、移動支援のニーズを把握していないか?

- ✓ 日頃、様々な生活援助等を行う中で、移動支援のニーズが多いと感じながら、「制度が複雑でわからない」、「事故が心配」などを理由に一步が踏み出せていない人達を見つける。

類型 : 生活援助等と一体的に提供される送迎送迎

2. 「既存の移動支援・送迎の取組」を対象にアプローチ

- 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等を含めた地域資源の把握を行い、市町村等が支援することにより「持続可能な活動が可能になる」、「安心・安全につながる」といった支援をすることができないか模索する。

パターン : 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等が必要とする支援はないか？

- ✓ 既に移動支援・送迎の取組を行っている団体等も、「不安を抱えながら」活動をしているケースは多い。
以下のような不安に対して、「活動の妨げにならないような」支援を模索する。

< 既存の移動支援・送迎を行う個人・団体等が抱える不安(例) >

- マイカーを使用していて、送迎中に事故を起こすことが心配。ボランティアが行う移動支援について、どのような保険に入れば良いか？
- マイカーを使用することに慎重なボランティアがいる。車両を用意してもらうことはできないか？
- 運転技術や支援の方法に不安がある。講習を実施してもらえないか？
- このまま取組を持続していけるか不安がある。経費や担い手の確保について、市町村から支援を得られないか？
- どのような料金であれば、利用者からもらうことができるか？

3. 地域を対象としたアンケート調査でニーズと担い手を発掘

- 調査自体にも「地域のつながり」を生み出す効果が期待されるため、面接調査の実施や、調査票の配布・回収に係る作業については、町内会の協力などを得ながら実施するなどの工夫が考えられる。
- 調査は「本当に支援を必要としている人」や「本当に支援をしたいと考えている人」などを見つけることが大きな目的であることから、**基本的には「対象地域の全戸を調査対象とすること」、「回収率が下がったとしても記名式の調査とすること」が効果的**(地域の実情に応じてご判断ください)。

パターン : 地域を対象としたアンケート調査の実施による、 ニーズ等の把握と地域資源のマッチング

- ✓ 「地域の %の人がこう思っている」などの地域の「傾向」を知るためのアンケート調査ではなく、「ニーズと担い手を一本釣り」するためのアンケート調査とする場合は、**調査後に直接連絡がとれるように連絡先を記載してもらうことを推奨**。
- ✓ また、「アンケートを返送してくれない人」が問題を抱えているケースは多いため、**できるだけ「訪問配布・訪問回収」とすることが望ましい**。
- ✓ 手間のかかる調査であるため、市町村全域ではなく、**地域の実情を踏まえながら、まずは特定の地域で実施**。

調査票は、「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」、令和2年度厚生労働省老人保健健康増進等事業(三菱UFJリサーチ&コンサルティング株)において、モデル市町の1つ栃木県さくら市が作成したもの

重要 喜連川地域のみなさまへ <アンケートのお願い>

市では、住民にとって大事な「住み慣れた地域で安心して暮していける事」を目指して、地域づくりに取り組んでいます。
地域の中で助け合い・支え合いができると安心して暮らせるのではないかと思います、そのためにはどうしたらいいかを考えるために、地域のみなさまの声を聞きたいとアンケートを取ることにしました。

お忙しいかとは思いますが、ご協力いただければ幸いです。これからの自分達のためですので、よろしく願っています。()

記入後は封筒に入れて封をして、班長さんに提出をお願いします。
班長さんは回収し、4月2日(金)までに区長さんへお届けください。

*よろしければ回答者の情報を記入して下さい。

性別	① 男	② 女	年齢	歳	お住いの行政区
氏名			電話番号		

個人情報を含む目的以外に使用することは一切ありませんし、守秘義務を遵守します。

◎近所の誰かに現在「手助けをお願いしたいこと」と、近所の困っている人を「手助けできること」を教えてください。(あなたの家族の中に、近所の人を手助けできるという方がいれば、家族が手助けできることも一緒に○をつけて下さい)
(あてはまることがあれば、いくつでも○をつけてください)

助け合い・支え合い項目	手助けして欲しい	手助けできる
① 見守りや声かけ(安否確認)、日常の話し相手		
② 将棋、碁等のゲームの相手		
③ ゴミ出し		
④ ちょっとした手助け(電球の交換や家具移動など)		
⑤ 家電製品の設置		
⑥ 雑巾しりや庭掃除		
⑦ 庭木の剪定		
⑧ 室内の掃除や洗濯		
⑨ 買い物や送迎代行		
⑩ 通院の送迎や付き添い		
⑪ 惣菜のおすそ分け(食事のしたく)		
⑫ その他()		
⑬ 特に無し		

<裏面もありますので、よろしく願っています>

< 研修受講者の募集方法について >

介護保険の被保険者証の送付等に合わせて
担い手育成講習会を案内

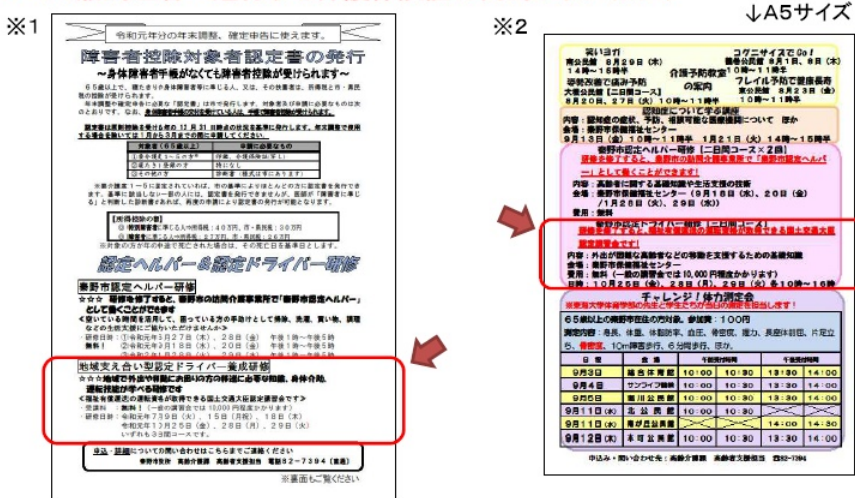
- 65歳を迎えた市民の誕生月に送付する介護保険被保険者証や、65歳以上の人に送る介護保険料額の決定通知(6~7月)などを送付する際に、「ヘルパー研修」や「地域支え合い型認定ドライバー養成研修」等の日程一覧表を同封している。
- これは、地域活動に興味を持っていると思われる、65歳以上の方々をターゲットにした担い手募集の取組であり、同封した日程一覧表をみて問い合わせをしてきた方を対象に、個別のチラシを送付している。

地域支え合い型認定ドライバー研修の実施と、
修了者へのフォローアップ

- 秦野市の「地域支え合い型ドライバー研修」は、3日コースで実施しており、最初の2日間は福祉有償運送の「国土交通大臣認定講習」の内容であり、3日目には「地域支え合い」をテーマに他市町村の事例紹介やGWを実施している。
- なお、認定ドライバー養成講座修了者に対するフォローアップとして、平成30年度から「地域支え合い運転ボランティア活動検討会」を実施している。これは、年に1回実施するもので、「地域の中で地域課題を解決していくこと意識づけ」や「ボランティア活動に対するイメージを付ける」こと、「具体的な活動に向けた検討」を行うことを目的としている。

周知方法

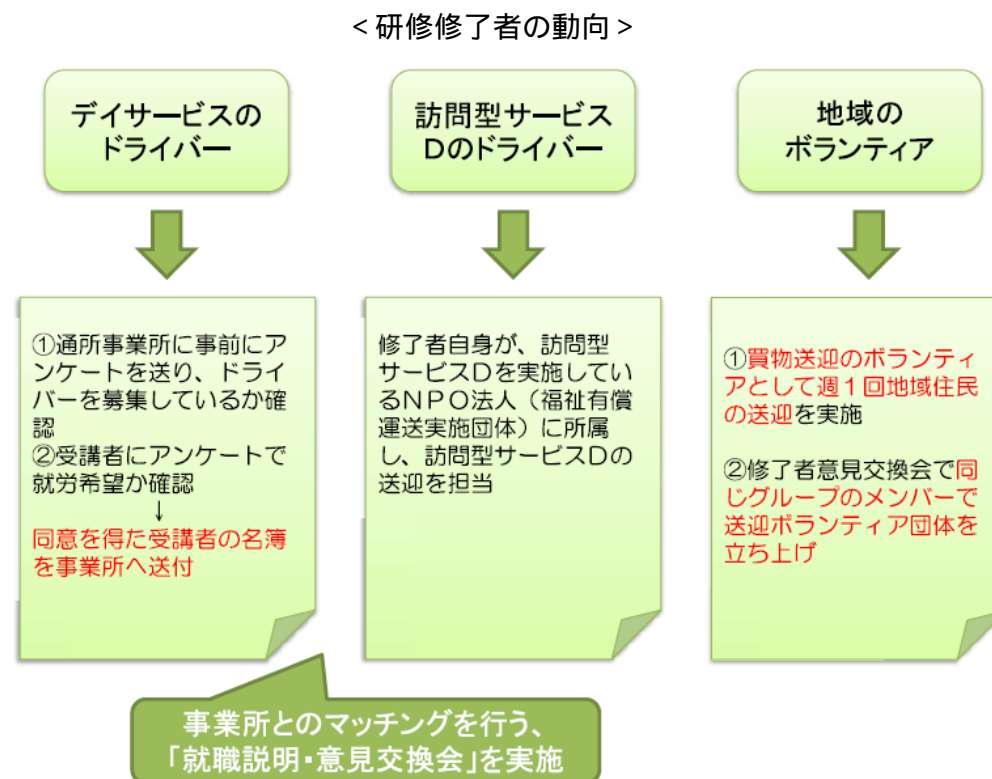
- 広報はだの、秦野市ホームページへ掲載
- チラシの設置(市内公共施設)
- 介護保険料決定通知(※1)
- 65歳到達者へ送付する介護保険証の同封チラシ(※2)



(秦野市資料)

ドライバー養成研修や活動検討会を通じて、新しい活動団体も立ち上がっている

- 研修修了者について、**デイサービスや訪問型サービスDなどの活躍の場を見つけるために、市が事業所とのマッチングを行う「就職説明・意見交換会」を実施している。**
- その結果として、研修修了者がデイサービスや訪問型サービスDで活躍する場を得ることにつながっていると同時に、**新たに地域のボランティアとして送迎を行う団体を立ち上げた例もみられる。**

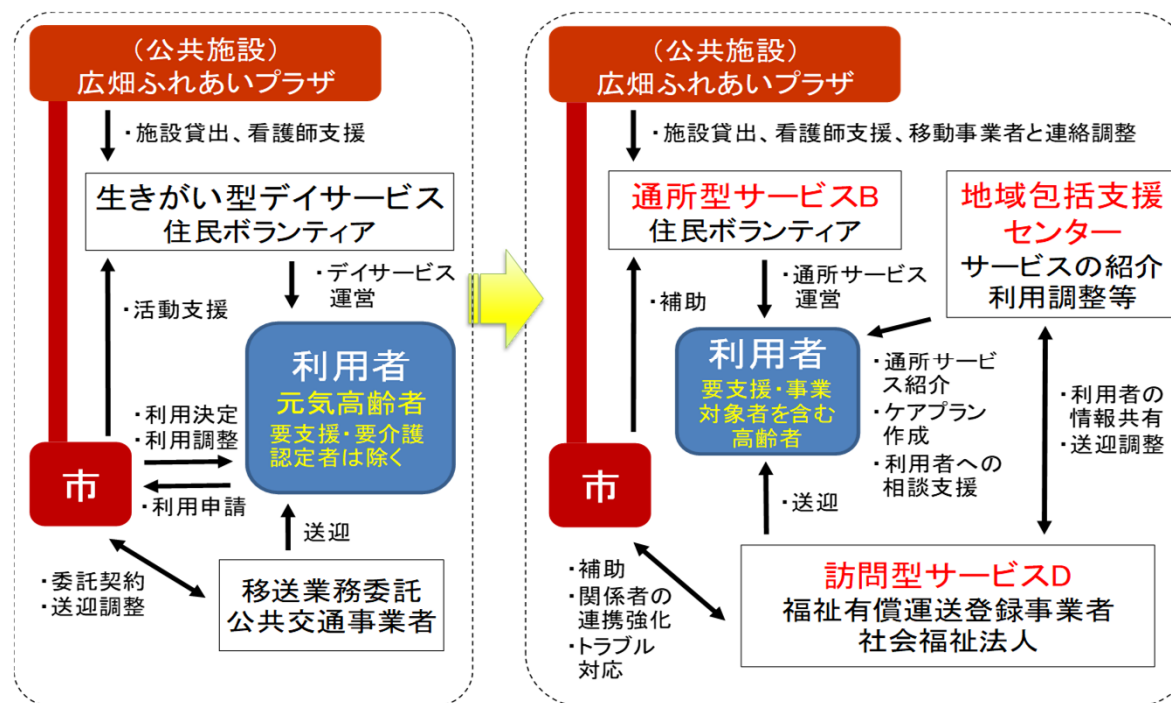


(秦野市資料)

(神奈川県秦野市 続き)

移動支援の主体は、住民ボランティアだけではない

- 「通所型サービスB」への送迎を「訪問型サービスD」として、近隣の福祉有償運送登録事業者に送迎車両と運転者を提供を依頼。
- 送迎を行うNPO法人は、普段からデイサービスの送迎を行うプロ(福祉有償運送登録事業者でもある)であり、住民も安心して利用することができ、また他の社会福祉法人も車両と運転者の遊休時間帯の活用であったため快諾。
- その後も「通所B + 訪問D」の組み合わせを普及させていき、複数か所で通所型サービスBで同様の仕組みが稼働。



(秦野市資料)

研修会や視察を通じた、地域の取組意欲の醸成

- 日野町では、「東桜谷地区おしゃべり会」による移動支援事業「おたすけカゴヤ」が展開されており、地区内に住む高齢者等の通院や買い物支援の足として活用されている(マイカーによる送迎)。
- 研修会(平成29年6月)では、「さわやか福祉財団」のインストラクターを招き「助け合い体験ゲーム」を実施し、視察(同年9月)については、「米原市大野木長寿村まちづくり会社」に視察に行っている。
- 視察については、当初は「全国的に有名な取組であることから、あまり参考にならない」という思いもありましたが、**実際の取組をみると「一番乗りやすい自分の軽トラで送迎をしているのを見て、これは絶対にやろうという気持ちになった」**など、地域で機運が高まる大きなきっかけとなった。
- 平成29年11月には、研修会の参加者から「特に地域の課題を感じ、意欲を持った有志」が集まり、概ね月1回話し合いをする**第1回「おしゃべり会」**が開催された。

<視察研修の様子(米原市大野木長寿村まちづくり会社)>



(日野町資料)

外部のNPO法人の支援を受けながら、令和元年7月より「おたすけカゴヤ」の取組開始

- 移動支援の取組についてさらに勉強をするため、平成30年6月には「移動支援サービスについて」の研修会(講師:関西STS連絡会)を、同年7月と9月には他地域の取組の視察を行い、令和元年5~6月には運転ボランティア講習を実施し、令和元年7月より、東桜谷地区が実施する移動支援事業「おたすけカゴヤ」の取組が開始された。

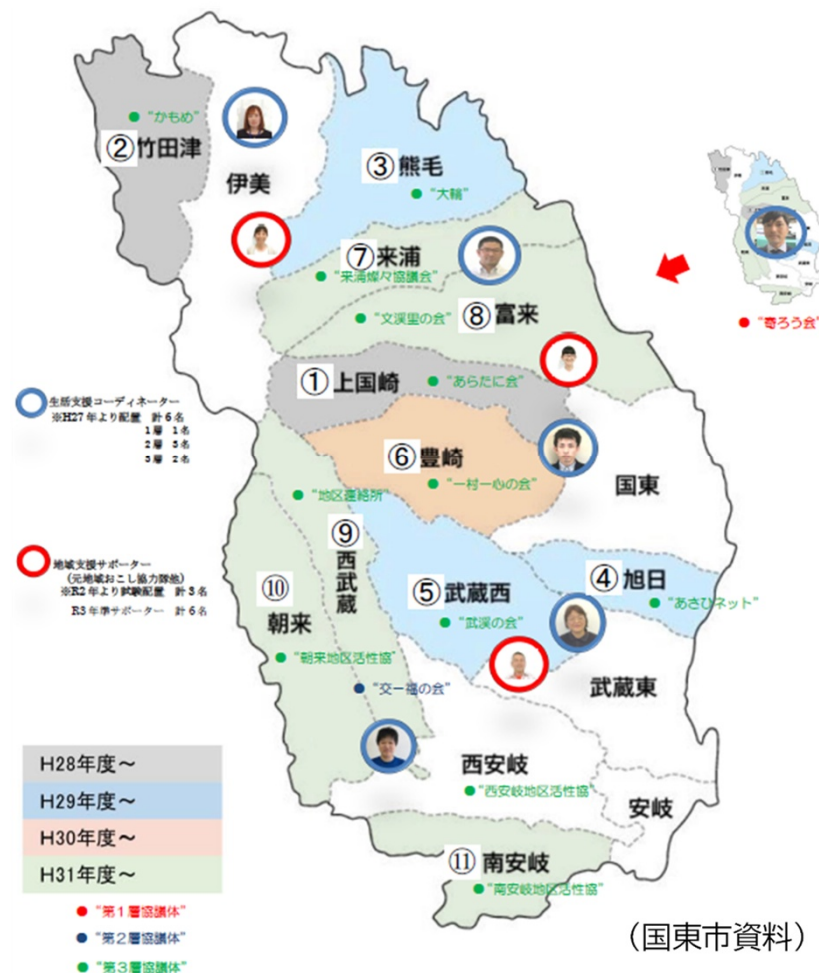
モデル地区(2地区)に第3層SCを配置

- 「上国崎地区」と「竹田津地区」の2つのモデル地区を選定し、地域に訪問することで話し合いを重ねた。
- モデル地区からは、「やる気はあるが、事務作業をしてくれる人が欲しい」との声があったことから、地域における活動の立ち上げ支援を行う「第3層生活支援コーディネーター(各地区1名ずつ)」を配置した(ふるさと納税を活用)。

先進地視察と講演会を通じた「成功体験」の共有

- モデル2地区で協力者を得たのち、平成28年3月には先進地視察と講演会を行った。その際に、協力者と一緒に実施した講演会に大勢の人が集まったことが地域住民にとって成功体験を共有する機会となった。
- 講演会の参加者にアンケート調査を行ったところ、特に勉強したい内容として「移動支援」と「居場所」と「食事」が挙げられたことから、各々のテーマについて5～6月に地域勉強会を開催しました(なお、講演会・勉強会の内容・成果は、全戸にフィードバック)。

<国東市内の公民館区(全16地区)>

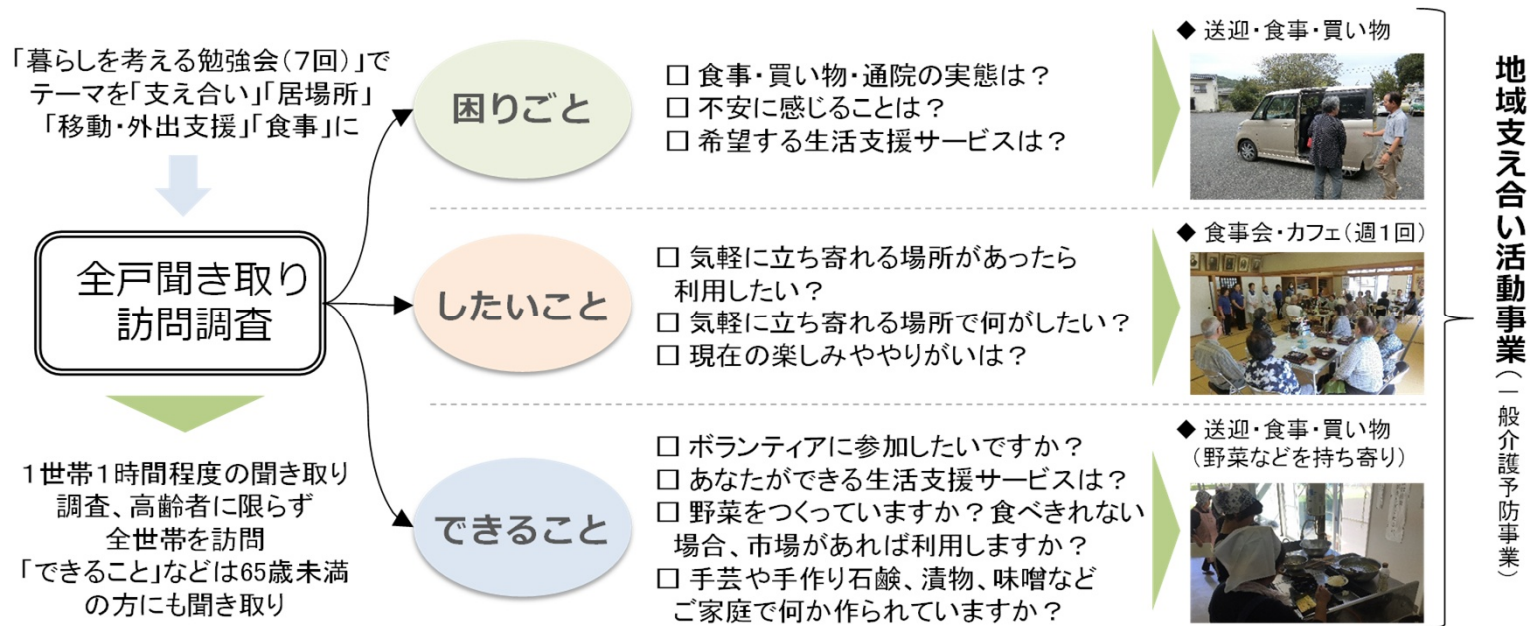


(大分県国東市 続き)

全戸訪問アンケート調査の実施

- 竹田津地区では、地区内の470世帯を対象に全戸聞き取りニーズ調査を実施しており、講演会や勉強会の参加者など全29名のスタッフが調査を実施している(県補助事業を活用し、有償で実施)。
- この際、作成した調査票は、「困りごと」だけでなく、「したいこと」、「できること」を把握するような調査となっている。そして、この時に、調査に協力したスタッフや、訪問時に聞き取り調査を行った住民が、居場所での調理や送迎を行うスタッフとして活動するようになるなど、ニーズ調査のみでなく、担い手確保のための活動としても機能している。

<全戸訪問ニーズ調査と、竹田津くらしのサポートセンター「かもめ」の取組>



(大分県国東市 続き)

地域全体を巻き込むようなストーリー性を意識したアプローチ

丁寧な訪問活動や第3層SCの配置など、市・社協の地域に寄り添う姿勢が協力者を生み出し、

協力者と一緒に実施した講演会に参加者が多く集まったという「成功体験」が、地域の主体的な活動の動機付けとなり、

講演会後に参加者に対して行ったアンケート調査が、次の勉強会につながるテーマ設定となり、

勉強会の内容・成果を全戸にフィードバックしたことが、取組を地域に周知することにつながり、

取組が周知されていたことが、全戸訪問ニーズ調査に多くの住民が協力してくれたことにつながり、

～ の流れの中で参加する住民が徐々に増えことで、具体的な活動の創出につながっている。